

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第11回総会

令和2年11月16日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年11月16日 午後2時50分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八 卷 靖 之
係 長	松 原 義 行
主任主査	鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

9番 佐藤 徳雄 委員

1番 古川 清 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【報告第4号、農地法第5条届出 整理番号1から3を朗読後、説明】**

市街化区域内の農地について、3件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

次に、議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第23号、農地法第3条 整理番号4を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号4については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

譲受人は、飯舘村から伊達市へ避難しておりますが、伊達市内でも農地を取得し営農を行っております。申請地は、今年6月と8月に取得した農地の隣接地であり、譲受後については、整地の上、梨の栽培を行う計画になっています。

申請地までは車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人が耕作するにあたって、整理番号4の農地を取得することで、自己所有農地に隣接し一体化することになり効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思います。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは先に、所有権移転を審議いたします。

整理番号5から7について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第24号、農業経営基盤強化促進法 整理番号5から7（所有権移転）朗読後、説明】

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号5と7について、地区担当である岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号5と7について、現地を確認してきました。

整理番号5の申請地は、譲受人が借り受けし耕作している樹園地です。柿・桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われれます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

整理番号7の申請地は、譲受人が借り受けし耕作している樹園地です。桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率

性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

以上です。

会 長

ありがとうございました。続いて、整理番号6について、本日欠席の地区担当である石幡 茂 推進委員より、現地調査の結果報告がありますので事務局より説明願います。

事務局

申請地は、譲受人が耕作している田に隣接しています。水稻を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

以上です。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号5から7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号5から7は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号8から29、31から37、41から47を、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第24号、農業経営基盤強化促進法 整理番号8から29、31から37、41から47（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号8から29、31から37、41から47の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号8から29、31から37、41から47について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、整理番号8から29、31から37、41から47は、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号30については、4番 浅野 国英 委員が賃借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号30の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 浅野国英 委員 退席)

会 長 整理番号 30 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 30 (利用権設定)  
朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 30 の計画の内容は、農業  
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま  
す。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決  
いたします。整理番号 30 について、原案のとおり決定することに賛成  
の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 30 は原案のとおり決定いたしました。

(4 番 浅野国英 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号 38 については、3 番 氏家 浩 委員が賃借人とな  
っていますので、桑折町農業委員会会議規則第 16 条の規定による議事  
参与の制限により、整理番号 38 の審議開始から終了まで退席をお願い  
いたします。

(3 番 氏家 浩 委員 退席)

会 長 整理番号 38 について、事務局に内容の説明を求めます。



事務局 【議案第24号、農業経営基盤強化促進法 整理番号38（利用権設定）  
朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号38の計画の内容は、農業  
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま  
す。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決  
いたします。整理番号38について、原案のとおり決定することに賛成  
の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号38は原案のとおり決定いたしました。

(3番 氏家 浩 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号39と40については、7番 佐藤 親 委員が賃借  
人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定によ  
る議事参与の制限により、整理番号39と40の審議開始から終了まで  
退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号39と40について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第24号、農業経営基盤強化促進法 整理番号39、40（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号39、40の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号39と40について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号39と40は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

以上を持ちまして、11月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和2年第11回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時12分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月16日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人